

平成27年7月28日（火）

第7回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成27年7月28日(火) 午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委 員 北嶋扶美子
 委 員 豊島 秀範 委 員 長谷川浩子
 委 員 足立 俊弘
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員

| | |
|----------------------------|-------|
| 教育総務部長 | 湯下廣一 |
| 生涯学習部長 | 小林信治 |
| 教育総務部次長兼総務課長 | 小島茂明 |
| 生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 | 増田建男 |
| 教育総務部参事兼学校教育課長 | 丸 智彦 |
| 文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 | 西沢隆治 |
| 指導課長 榊原憲樹 鳥の博物館長 | 斉藤安行 |
| 図書館長 日暮延浩 教育研究所長 | 水戸勝英 |
| 生涯学習課主幹兼公民館長 少年センター長 | 大島慎一 |
| 今井政良 文化・スポーツ課主幹 | 小林由紀夫 |
| 指導課長補佐 鈴木与志実 | |
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 0 分開会

○倉部教育長 ただいまから平成 27 年第 7 回定例教育委員会を開きます。

これより会議を始めますが、教育委員並びに事務局職員に申し上げます。我孫子市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答でお願いします。

会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 31 条の規定により会議録署名委員を指名します。長谷川委員をお願いします。

議案第 1 号及び議案第 2 号

○倉部教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定による協議についての一部を改正する協議について、議案第 2 号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、以上 2 議案は総務課所管の関連議案ですので一括審議といたします。なお、表決につきましては議案ごとに行います。2 議案について事務局からの説明をお願いします。

○小島総務課長 それでは、まず議案第 1 号になります。お手元の資料のほうの 1 ページになります。議案第 1 号、市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定による協議についての一部を改正する協議についてです。

まず「地方自治法第 180 条の 2」というのは何かと申しますと、資料としてとじ込んであります 3 ページ、議案第 1 号資料の下段のほうで【参考】とい

うところがございます。そちらのほうで書かれております。この規定は「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあっては、教育長）などに委任または補助執行させることができる」と定められているものです。また、第180条の7につきましては、その逆で「普通地方公共団体の委員会、または委員はその権限に属する事務の一部を、普通地方公共団体の長の補助機関である職員などに委任または補助執行させることができる」ということが定められている条文になっております。

今回の改正につきましては、この4月から新教育委員会制度が施行されまして、本市では新教育長となっております。教育長の身分が変更となったことによりまして、この第180条の2に関して必要な改正を行うものです。

【参考】の上、（考え方）ということで、県の教育庁のほうから事務連絡が来ている部分になりますけれども、これまでの教育長については、教育委員会の補助機関ということで、一般職の職であるため「執行機関の事務を補助する職員」に該当し、市と教育委員会との今回改正される協議についての第2条の4項目について補助執行をさせることができると規定されておりました。しかしながら、今回、新教育委員会制度における教育長については、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、その職自体が教育委員会の構成委員となることから「執行機関に事務を補助する職員」には該当せず、補助執行させることができないということになるため、今回お示ししている2ページの改正前、改正後にあるように、「教育長等」というところを削除しまして、「教育委員会事務局職員等」ということで改正をしようとしているものです。

次に4ページになります。議案第2号です。我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

これは今御説明をいたしました議案第1号の改正に伴いまして、市と教育

委員会との協議事項の中で規定されている補助執行事務のうち、国庫支出金及び県支出金の申請、報告等に関する事務に関することというものがございます。これについて先ほど補助執行のほうから「教育長」を削除しております。ですから、今、教育長決裁と規程されている5ページの財務関係の「国、県に関する事項」、6ページの(4)の諸務関係の「国、県及び市の補助金の申請、請求書の提出」、こちらのほうは現状では「教育長決裁」ということになっておりますので、そこを「部長決裁」ということで改めるものです。

簡単ですが、以上です。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。質疑があれば許します。いかがでしょうか。

これはあくまでも制度改正に伴っての変更ということになりますので、やらざるを得ないと思いますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより2議案について採決をいたします。

初めに議案第1号、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部を改正する協議について、原案に賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○倉部教育長 举手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

○倉部教育長 続きまして議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○倉部教育長 次に議案第3号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局の説明を求めます。

○小島総務課長 それでは議案第3号です。8ページになります。我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定についてです。

これにつきましては下段の提案理由にもありますが、教育委員会の臨時的任用職員職種のうち、事故対策教員を削除したことに伴い、必要な条文の整理を行うものです。

この事故対策教員につきましては、既に3月の第3回定例教育委員会で同要綱を一部改正ということで提出をさせていただきました。そのときに提案し可決を既にされております。本来、その際に合わせて事故対策教員に係る関連する条文、改正前で書かれていますが、下線が引かれている部分を本来削除しなければいけなかったというものが漏れていたということです。申しわけありません。今回、事故対策教員に関連する条文を削除ということで整理をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第3号について質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 10ページの附則のところ、「27年7月1日から適用する。」というのは、さかのぼって適用するということになるのですか。

○小島総務課長 はい、そのとおりです。3月の定例会でお諮りした部分は4月1日から施行ということになっておりますので、それに合わせてさかのぼりということで適用させていただくことになります。

○倉部教育長 ほかに質疑はございますか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第3号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第4号

○倉部教育長 我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○丸学校教育課長 それでは議案第4号、我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

先月の定例会において委員の皆様方には5月に開催された我孫子市の通学区域の審議会について報告をしましたが、諮問事項のうち、通学区域の改正については南新木一丁目、南新木二丁目を布佐中学校の通学区域とするということで答申がございました。本日は、その規則改正を議案として上程したものでございます。

それでは資料の14ページ、15ページをごらんください。今回、一番の改正は、ただいま申し上げました、現在、湖北中学校の通学区域である南新木一丁目、二丁目を布佐中学校の通学区域に改正するものです。南新木一丁目、二丁目の現状は、平成24年度までは新木小学校の通学区域でしたが、平成25年度に布佐南小学校の通学区域に改正をいたしました。しかし、この際に中学校の通学区域は改正しませんでしたので、南新木一、二丁目は湖北中学校の通

学区域となっております。このため、布佐南小学校からは湖北中学校と布佐中学校の2校に進学することになっている。現在、教育委員会では小中一貫教育というのを推進しておりまして、同一の小学校を卒業したら同一の中学校に入学するというのが理想というふうに今考えております。このたびの改正では、布佐南小学校を卒業する児童全員が布佐中学校へ入学するというような形になります。

その他、ゴシックの部分がございますけれども、これは現在の通学区域の実情に合わせて条文を整理したというところでございます。

また資料の16ページ、別記様式の「学区外就学願」の改正ですけれども、これは主に「願出理由」、ここを実情に合わせて整理したものでございます。このことで願出理由がより明確になるかなというふうに考えています。また申請者にとっても記入しやすくなるのかなというふうに考えています。この改正はあくまでも様式の整理が目的でありますので、学区外就学の基準とか手続方法を変更するものではございません。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第4号について質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 16ページのところの「学区外就学願」の修正というのは、例えばどの部分が変わったのでしょうか。

○丸学校教育課長 例えば9番で「いじめや不登校などが、転校で改善が望めるため」というふうに、今回新たにこのような形にしたわけですがけれども、今までは「いじめや精神の状態による不登校などで、転校することによって改善が望めるので希望する」とか、そんな形になっていたのです。それをもっと端的にわかりやすくしたというような形です。ほかのものも全て同じです。

以上です。

○豊島委員 多くというか、顕著な改正というのは9番のいじめ云々というところですか。そのほかは余り大きな改正ではないということですか。

○丸学校教育課長 内容的には大きな変わりはありません。表現的に変わったので一番大きいのは9番、いじめのところということです。

例えば、8番で「指定校に適合する特別支援学級が無いので、他校に通学するため」と、今回はこれに変えようと思っています。前は「学区に適合する種別の特別支援学級が無く、適合する種別のある学区外の特別支援学級への通学を希望する」とか、くどかったかなということです。

○倉部教育長 表現上の整理、わかりやすい整理をしたという内容ですね。よろしいでしょうか。

○豊島委員 ありがとうございます。

○北嶋委員 同じ今のページですけれども、「指定校」、「希望校」という学校名を入れるところがありますよね。指定校というのはいわゆる学区の基準の学校ということで、希望校はその方がどこでも市内の6中学を希望できるということですか。

○丸学校教育課長 どこでもというよりも、特別支援学級の場合はあるところもあるのです。ただ、ほかの場合には大体隣接区になっています。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ほかに質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第4号、我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

議案第5号及び議案第6号

○倉部教育長 議案第5号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第6号、我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、以上2議案は学校教育課所管の関連議案ですので一括して審議いたします。なお、表決につきましては議案ごとに行います。2議案について事務局から説明をお願いします。

○丸学校教育課長 それでは議案第5号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第6号、我孫子市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について御説明いたします。

まず初めに18ページ、議案第5号をごらんください。提案理由は記載がございますけれども、県の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴って、当該休業に係る文言を追加したというところでございます。また、同様に県教育委員会の文書管理規則の改正に伴って、今まで永久保存であった学校沿革誌、それから卒業証書授与台帳を30年保存と表簿等の保存期間を変更するものでございます。

簡単に説明をさせていただきます。配偶者同行休業とは、有能な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活をともにするための休業制度となります。これまでは一度退職して同行してもらう。その後、勤務を希望する場合には、また新たに試験を受けて、それで合格をしてなるというような形になっておりました。

表簿等の保存年につきましては、これは県教委に確認をしたのですが、永久的なものだったものが今度は30年になります。ただ、延長というのは可能なのです。30年を経過したら、その都度見直し、その時点で判断をする

という形だそうです。そこで学校沿革誌と卒業証書授与台帳は、これは歴史的資料として重要なものでありますので、引き続き延長が続くというふうに考えております。

次に23ページ、議案第6号をごらんください。提案理由は、議案第5号、今説明した配偶者同行休業の文言及び申請様式を追加するものです。また、こちらは新たなものですが、「消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律」の改正に伴って、消防団員との兼職に係る文言を追加するものです。ここでは消防団員の件を補足させていただきます。

今までは消防団活動に参加する場合は職務専念義務免除の取り扱いと。要するに職務専念義務免除の願いを職員が出して、校長なりが承認するといった形をとっていました。これからはこの法律によって、消防団員として任命された場合は兼職許可を経て、こういう活動に参加するというような形になります。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第5号及び議案第6号について一括して質疑を許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 配偶者同行休業、これはいいことだと思うのですが、その期限、年数とか、限度というのはどこかにありますか。5年以上云々という、24ページのところの第10条の8、配偶者に伴って外国へ行く年数の上限というのはどこかにあるのでしょうか。

○丸学校教育課長 これは規則上にはございません。一応、請求期間は3年を超えない範囲内となっております。一回に限り延長は請求することができます。ただそれは3年の範囲内ということです。以上です。

○豊島委員 その3年というのは、ここに示されている条文の中のどこかにあるのですか。

○丸学校教育課長 規則上にはございません。要綱等にはこれは入っておりま

す。

○豊島委員 3年を超えてしまった場合には、従来のように退職になって再試験ということになるのですか。

○丸学校教育課長 そのとおりでございます。

○豊島委員 3年でもできたのはいいことだと思うのですが、3年というのは長いようで短いようで、それは何で3年なのでしょう。

○倉部教育長 答えられますか。

○丸学校教育課長 もしかしたら答えにはならないのかもしれませんが、これは国のほうで国家公務員も同じようなことをやっています。人事院のほうでこれは決定していることで、それを地方公共団体のほうでも同じような形でやろうという形で進めていますので、国家公務員に準じてこれは進めているということです。

○豊島委員 ありがとうございます。国家公務員法が変わらないと、こちらも変わらないということですかね。ちょっと厳しくて、すれすれのときにはつらいなという思いもなさる人もいるかもしれません。

○丸学校教育課長 今、育児休暇でも3年というのが1つあるものですから、そういうものに合わせている可能性もあります。

○豊島委員 もう1つだけお願いします。19ページのところの学校沿革誌とか卒業証書授与台帳、この学校沿革誌というのは、その学校にとっての歴史ですよね。それを30年で見直しとって、これは捨てることはないだろうというようなことをおっしゃったのでそうだと思うのですが、それでも30年というふうにやったのは、一応見直しをする必要があるからですか。30年と切ったのはなぜでしょうか。

○丸学校教育課長 これは公文書等の管理に関する法律というのがあって、そちらのほうで、そこでは歴史的な重要な文書に関しては、例えば国立公文書館

とか、そういったところに預けるというような形なのです。ただそれは学校にはなじまないというところがございますので、30年でなぜ切ったのかという回答にはなっていないのですけれども、30年たったなら文書館等のそういう施設のほうに保存しなさいよという形なのです。

○豊島委員 ありがとうございます。恐らく学校ではそれぞれの歴史を既持っていると思いますし、それを全部なくすということはないと思うのです。公文書館というのはちょっとまた性格が違うような気もするのですけれども、公文書館のほうでは全部それを持っていないといけないということになってしまっているのかね。それはそれで大変なことになってしまいます。

○倉部教育長 答えられる範囲でお願いします。

○西沢文化・スポーツ課長 公文書館の関係、アーカイブズの関係、先ほど来、県のほうも大分整理をするということで話をお伺いしています。公文書館、実はもう大分いっぱいになってきているのが現状です。いろいろな形で今要らないものを整理してスペースをつくっている状況が、ここ1～2年あるということでお伺いしていますので、今回のこういうものも一連の中の動きとして、公文書館のほうも受け入れをする準備でいることを2年ほど前から進めてきて、自分のところの文書のスリム化も大分、今、進めているような状況にはなっています。

○豊島委員 ありがとうございます。今は、データ化は進んでいるから圧縮して圧縮してというのは、どこでもそうなので可能な部分はあると思うのですけれども、学校沿革誌がそちらのほうに行っているのはいいですけれども、それぞれの学校の自分のところの沿革誌は、自分のところでないというのは普通は考えられないので、そのところをちょっとお聞きしました。見直して、また保存していくということでしょう。

○倉部教育長 補足して市の状況を説明したいなと思いますけれども、市の文

書管理の中でもファイリングシステムを利用していきまして、永久保存というものを安易に使わない、いわゆる見直しをせずずっと保存してしまうという保存形態を少なくしています。ですから例えば10年なら10年でもう一度それを見直しをして、なおかつまた10年必要なかどうなのか、3年、5年もそうなのですけれども、そういう見直しを必ず入れるという方針を立てていますので、恐らくそれが全国的に、ファイリングシステムが国家公務員の中でも導入されていますので、そういう流れの中から多分年限が切られてきているのかなという感じをしております。簡単な補足説明ですけれども、よろしくお願ひします。

○豊島委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかに御質疑はございますでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ほかに質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより2議案について採決いたします。

初めに議案第5号、我孫子市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

○倉部教育長 続きまして議案第6号、我孫子市立学校職員服務規定の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第6号は可決されました。

諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題といたします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 特にないようですので、これより事務報告に対する質疑を許します。質疑があれば、どうぞ。

○北嶋委員 1ページの「我孫子市教育振興基本計画策定準備会」ですが、この参加者の確認をさせてください。「総務部長、総務部次長、教育委員会事務局職員（9名）」となっていますが、生涯学習部からはどういう方が参加されていますでしょうか。

○小島総務課長 生涯学習部から生涯学習課、文化・スポーツ課、図書館、鳥の博物館、それぞれの担当課から職員を選任していただいて出席をしていただきました。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 5ページのところなのですが、学校教育課の3番の「養護教諭研修会」、6月24日なのですけれども、学校の通学に関するいろいろな問題があるわけです。定期健康診断の問題点などについての話し合いなのですが、ことし特にとということはないのでしょうかけれども、ここで問題となるようなことというのは例えばどういうことが起こるのでしょうか。

○丸学校教育課長 定期健康診断に関しましては、年1回必ず6月30日までに行いなさいというのがございますので、それにのっとってこれも進めています。今年度、私がちょっと聞いている中で特に大きかったと思ったのは、心電図健診をやるわけですけれども、そのときに機器の不具合があり、時間がちょっとかかってしまったという話が養護教諭から出ました。これはリースで借り

ていて、医師のほうで見たわけですが、その辺のところをリースの会社のほうに私のほうも話をしており、医師のほうで見る前にきちっと整備をしてやってほしいとか、そういった要望をしたと。これが一番私が今年度は大きかったかなと思っています。あとは流れ等についての話なので、個々の学校によって、こういった流れでやったらこれだけの時間がかかった、もっといい流れがありますとか、そうしたら先輩の養護教諭のほうからいろいろな指示が出て、こういうふうにするといいいよとか、そんな助言がありました。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。機器の問題というのはちょっと論外でありまして、本質的な問題ではないのでほっとしましたけれども、その機器のところはもう借りないようにしたほうがいいと思います。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○北嶋委員 8ページのQ-U検査についてお伺いします。6月10日から30日まで市内各小中学校で、それぞれの使い方についてお話があったようですが、これは指導課の職員の方が各学校へ出向かれてなされたことですか。

○榊原指導課長 これは実際の検査になりますので、検査に当たりまして、それぞれ担当した教員に対してのアンケートをとった次第でございます。

○北嶋委員 そしてQ-Uですが、今は始めてから3年ぐらいになりますか。各学校では浸透して、先生方のQ-Uに対する思いとか実現性とか、そういうことは隔々にまで行き渡っていると考えていいですか。

○榊原指導課長 隔々にまでとおっしゃられた点が、100%ということを目指して我々も研修に取り組んでおり、非常に理解は進んでおります。この活用につきましても、夏の研修会とともに、この夏は4校ほどから指導主事の講習要請も受けまして実際に指導に当たっておりますし、また学校長の理解も進んでおります。以上です。

○北嶋委員 各先生たちは御自分のクラスのQ-U検査の結果を学年とか、ど

こかでほかの先生たちと共有なさせて、皆さん相談をして、チーム学校ということで、それぞれのクラスをよりよくしようという御努力はなさっていらっしゃるんですか。

○榊原指導課長 そのとおりなのですが、ただ実施学年が限られている現状がございますので、正直なところ全学年実施をすることによって学校全体がそういう場所を設定して、一律に共通理解の上、このQ-Uに取り組んでいけるといいう状況がさらに拡大すると考えております。以上でございます。

○北嶋委員 今年度は、小学校3年生、5年生、6年生と中学校1年生、2年生を対象に実施されますが、小学校4年生、中学校3年生は予算の問題ですよね。それはまた来年度に向けて、榊原指導課長は頑張られるということでしょうか。

○榊原指導課長 はい。頑張りたいと思います。

○倉部教育長 私が補足させていただきますと、今年度のQ-U検査の予算要求も大分頑張ってくれたのですが——ですがというところに今一步ちょっと難しい点があるのかなと思っています。非常に今までの成果を反映した形で予算要求はされたと教育委員会として思っています。ただ残念ながら、いろいろな状況の中でそれを通すことができなかったので、今後は教育委員さんから直接お話しする機会もありますし、そういう面の中で教育委員会として、このQ-U検査をどういうふうに思っているかというものは伝えていく必要があるかなと思っていますので、ぜひ全員でそういうふうに向けられればいいかなと思っています。

○北嶋委員 またこれから、Q-Uについて少し細かく課長と我々と協議、または学ぶ機会をつくっていただけると、それぞれの理解が深まると思いますので、お忙しいと思いますが、そういう機会を設けていただきますようお願いいたします。

○榑原指導課長 第1回目の結果も戻って、今分析に当たっているところでございますので、ぜひとも機会を設けさせていただいて、お願いします。

○倉部教育長 それから私からも1つなのですけれども、教員からの研究レポート提出の中に、Q-Uを扱ったものが非常にふえていると私も感じています。ですから、それだけ若い先生たちの中にも定着している。うまくレポートを生かすような形で、学校現場のほかの先生にもうまく使っていただきたいというのは要望ですので、ぜひともお願いします。

ほかに御質疑はありますでしょうか。

○豊島委員 9ページの同じく指導課のところの10番目なのですけれども、三鷹市立第五中学校への視察の件なのですけれども、小中一貫教育先進校視察です。ここにいらっしゃった方がいるかどうかわからないのですけれども、ここでの視察について気づいた点とか、何か聞いておりますでしょうか。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 暫時休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○倉部教育長 再開いたします。

○榑原指導課長 その資料にございますように、我々指導課から職員と、あと市内の教務主任、そして布佐中区の先生方という形で三鷹市立第五中学校を視察してまいりまして、実際に学校現場が学校長を中心にどのような組織、運営、または地域との連携をとりながら、小中一貫を進めているのかということを読んでまいりました。後ほど資料を持ちまして御説明をしたいと思います。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

○倉部教育長 ほかに質疑はございますか。

○豊島委員 先ほども説明がありましたけれども、14ページの教育研究所の「1. 研究所が現在抱えているケースの主訴別内訳」の②の「子どもの不登校に関すること」のところで、「学力」、その下に「対人関係」、「家庭環境」、「精神的不安定」云々とありますけれども、今ちょっと小中一貫教育の効果というのが頭にあります。もちろん2番目の就学相談のところもそうなのかもしれませんが、今は1番のところで、「学力」とか「対人関係」、「家庭環境」はどうかわかりませんが、「精神的不安」とか、「④子どもの学習の遅れに関すること」とか、小中一貫教育である程度解消できる部分があるとすれば、例えば④のところとか、あるいは「学力」の(3)件、「対人関係」というのはどうなのかわかりませんが、何かその辺の見通しか何かありますでしょうか。小中一貫教育をとることによって、こういう今現在研究所が抱えている問題というのが解消できればと思うし、できなければいけないのではないかと、いうところもあるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○水戸教育研究所長 実際にどうなっていくか、これは本当に子供たちを見守りながら本格的な運用へと進んでいかなければならないと思います。この段階では子供たち一人一人の、例えば学力的な課題ですとか、人間関係をつくる上での課題、そんなものをよく知った、要するにそういった情報が小学校から中学校へと引き継がれながら、同じ目線でいろいろな先生方がその子を見守ってあげるといことが今まで以上に可能になるのではないかと、そのように考えています。

○豊島委員 そうですね。私もそう思います。ただそのことによって、例えば「繫」というのを読ませていただきました。いろいろなところでやっていることで、いろいろな効果が上がっているのもわかりました。それを一々言いませんけれども、小中一貫教育ということで私らが狙っているのは、幼保小もある

けれども、小中もあるし、あるいはそれをつなぐことによって、不安をなくすことによって、学力というものの落差みたいなものをなくしていこうとしているはずなのです。その辺のところがこの中で、例えば「子どもの学習の遅れに関すること」、どんなことをやったっておくれる子はいます。絵に描いた餅のようなことを私は考えているわけではないです。だけれども、それらを少しでも減らしていくということをやりたいと思うのです。「対人関係」の（13）件というのは、どういうふうな意味での対人関係がどうなんだとか、精神的な不安定というのはどうなんだとかというのをもう少し、もちろん把握されていると思います。私にわからないだけですけれども。それらを細かく確認していくことで、何とか防いであげることができるのではないかなと、少しでもしたいなというふうに思っているものですから、あえてお話しを伺っているのですけれども、いかがでしょうか。

○榊原指導課長 今、委員がおっしゃっていただいたことを目指して我々は小中一貫教育に取り組んでいるわけですがけれども、御存じのとおり教育というのは総合力でございまして、小中一貫というものも一つの我々の手段でございまして。我孫子市の教員が小中一貫というものを手段の中の一つとして捉えた中で総合的なさまざまな施策、先ほど出たQ-Uも含めまして、学力向上策、また豊かな心の育成、全て前向きに取り組んでいるわけなのですけれども、その中で今御指摘があった学習、対人関係、心の教育という分野で子供たちのさらなる伸び、成長というものを期する教育をしていきたいと考えております。以上です。

○倉部教育長 私が答えるのも何なのですけれども、今課長のほうからお話がありましたように、小中一貫教育はそれが最終目的ではないということで、小中一貫教育を進めることによって、例えば学びの機会、地域を巻き込むことによって学校現場がプラスアルファの力を出す。それから9年間を通すことによ

って、いわゆる段差を少なくして、今までぶつ切りの小学校、中学校のカリキュラムだったものを一貫性を持って、中学校の教師は小学校の教科でどういうふうに学んできたか、それから逆の、そういうものをお互いに確認し合いながら進めていくという手段ですので、教育委員会が目指す、豊島委員が先ほどから心配されているものを少しでも少なくするために、これを使っていきたい、Q-Uも使っていきたいということだろうと思っていますので、今しばらくその成果を教育委員会としては見守っていく必要があるのではないかなと思っていますので、よい結果が出るように、現場の中でその辺のいわゆる分析と確認をして、また教育委員会の方に報告していただければと思っていますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

○豊島委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかに御質疑はありますでしょうか。

○北嶋委員 18ページの公民館のことでお聞きします。長寿大学の皆さんの勉強の様子が書かれていますけれども、この学習プログラムは多分目的に応じて立てられていると思いますけれども、このプログラムはどなたが立てていらっしゃるのでしょうか。

○今井公民館長 基本的な地域のことであったり、一般常識であったりとか、そういったカテゴリーは以前から指導員と公民館の職員、その会議の中でこういったカテゴリーでやろうと。その中から18ページにある具体的なもの、地域のどこを見るとか、どういった先生をお願いするか、そういったことについては現場のほうの指導員に任せているところでございます。ただその中で、我々公民館の職員の意見等も反映できないわけではありませぬので、その中に職員が入って一緒になって話をする機会としてはございます。

○北嶋委員 それは4年間を見通して、1年生が入学したときに4年間の大きなプログラムはあるわけですね。

○今井公民館長 長寿大学は4年継続して学ぶことになっておりますので、具体的に言いますと、1つは市民活動のほうに参加していただく、そういった中心になっていただきたいというところもありますので、1年生のときから市民活動支援課職員と一緒にプログラミングをして、4年間で最後に自立できるような方向ということで、そういった形で学んでいるところではあります。ただ、最近の入学される学級生の皆さんは、もう既に地元でかなりいろいろなことをやられている方が多いのが実情でございます。そんなところをまた学級の中で自分で紹介したりとかという、先ほどちょっとお話がありましたけれども、学級生が自分で先生になるように、そういった形も現場としてはでき上がっているところがございますので、今後にも期待しているところでございます。

○北嶋委員 ありがとうございます。4年間なので、お仕着せで全部受けるのでは余りにもなと思っていたので、今お聞きしたところ学生の方々も、1年生の人はともかくとして、年数を積み重ねることによって学生さんも全体のプログラミングに入っていったり、御自分の課題もお持ちになって、それもこの4年間の学習の中に生かしていけるということで捉えてよろしいですね。

○今井公民館長 4年間という長い期間がありますし、また学級生同士の仲間づくりということも、4年間ありますと非常に密になるところがありますので、そういったところでどんどんこれからも進めていきたいというふうに考えています。

○豊島委員 今、北嶋委員にお答えになったことに関連してですが、4年間で、例えば回数としたらすごい回数ですよ。その大体何割ぐらいがこういう方向、何割ぐらいがこういう方向というような、そういう大まかな分野というか、学校でいったらカリキュラムですが、そういった分野みたいなものというのはわかられていないのですか。

○倉部教育長 今井館長、今、答えられますか。それとも後ほどそういうよう

なカリキュラムなものをもし示せるようなものがあれば。

○今井公民館長 カリキュラムの数、割合ということですか。後ほど資料のほうをお渡しさせていただきたいと思います。

○豊島委員 お聞きしたのは2年生の6月19日のところで、「野鳥の生態に見る環境の変化」ということで鳥の博物館の職員の方にお世話になっている。余りそれは言っただけいけないけれども、鳥の博物館もそうだし、我々は3館を1つにしていたりしておりますよね。4年間のうちに何回かはそういうところには行くとか、何とかということはあるといいだろうかというふうに思っているのですけれども、そういうことを念頭に置いて、歴史とか、自然とか、文学とか、そういった幾つかの割合みたいに分かれていないのだろうかということが頭にあったものですからお聞きしました。

○倉部教育長 後ほど資料として提出してください。

○今井公民館長 はい。わかりました。

○倉部教育長 ほかに事務報告についていかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは事務報告についてほかに質疑がないようですので、次に事務進行予定についての質疑に移ります。質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 6ページの指導課のところなのですが、
「県下一斉合同パトロール(手賀沼花火大会)」のところなのですが、もう終わってしまったのですが、報告の中にも露出の問題があったりとか、そういう指導の問題があったのですが、花火大会とかこういうところでの一斉パトロールというのはかなり重要になってくると思うのですが、ここに出ている参加対象者という方々で、特に問題はない、人数的に不足はないとか、結構な人数が出ると思

いますけれども、大丈夫なのでしょう。

○大島少年センター長 この県下一斉合同パトロールにつきましては、千葉県下の各市で、この日もしくはその前日の7月31日のどちらかでパトロールを一斉に行おうというもので、本市では1日で、手賀沼花火大会とありますが、全ての方がここに集まるというわけではなく、特に西地区に関しては手賀沼花火のほうのパトロールをし、また東地区についてはそれぞれ地元のパトロールをすることになっております。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。相当見学者が出る場所なので、これと一緒にするわけではないのですけれども、不審者情報というのは結構多かったものですからちょっと気になっていまして、人数が少ないのだったら困るなどというふうに思っていましたけれども、西地区のほうだけであればこれで十分なのでしょう。

○大島少年センター長 この日は少年指導員の方だけではなく、防犯の担当のそれぞれの地区の方もかなり多数参加して、このパトロールのほうに出ます。また我々指導課のほうでも、このパトロールのほうには何人かは参加させていただきます。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。

○北嶋委員 隣のページの教育研究所ですけれども、1番の「第1回きこえの研修会」の内容のところに「学校における難聴児童の発見についての研修」とありますけれども、これは御家庭で捉えていらっしゃらないお子さんが、学校で先生が、教室であれ？ というふうに気づかれることがあるということですか。

○水戸教育研究所長 おっしゃるとおりで、御家庭では特に気づけなかった。例えば左の耳が聞こえない子供は、家庭でも学校でも本当に気をつけてあげないと、何不自由なく聞こえているものだとばかり思っで見逃されがちなケース

があります。そういったことについて、教員が発見するスキルを学ぼうというものでございます。

○北嶋委員 確かにそうですよね。不自由なほうの耳のそばで話してあげても聞こえないので、その子の聞こえるほうでということ教室で配慮した指導が必要ということですね。これは養護教員ということではなく、普通の教員の皆さんが、そういうスキルを身につけていらっしゃるということによろしいですか。

○水戸教育研究所長 そういったことを学ぼうという機会でございます。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○足立委員 8ページの教育研究所の「5歳児健康診査（未就園児対象）」、これは具体的にどういうものかちょっと教えていただきたいのですけれども。

○水戸教育研究所長 保育園、幼稚園に行っていない子供たちを対象としまして、行動観察ですとか、保護者の方の子育ての相談に乗るといったことが主な内容でございます。

○足立委員 未就園児の家庭にどういう形で告知するというか、どういう形でお知らせをしているのですか。

○水戸教育研究所長 未就園児の子供たちについては、我孫子の総合計画の中では保健センターが所管でございまして、そちらのほうから案内が出ているのですが、戸籍等から拾って案内を出すということになっていると考えています。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 12ページのところの文化・スポーツ課の2番です。ワークショップ「発見！杉村楚人冠記念館～杉村楚人冠記念館のパンフレットを作ろう！～」、いいなと思うのです。こういうのをやってもらいたいなと思って、1日8人ですから、16人ぐらいということですがけれども、ここで作ったパンフレットはどうするのでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 杉村楚人冠記念館のほうでそれをまた展示をして、来館者の方に見ていただくということを今考えております。

○豊島委員 杉村楚人冠記念館のホームページがありますよね。そちらのほうにアップしていくようなことというのはできないのですかね。

○西沢文化・スポーツ課長 十分できますので、それも1つの材料として検討していきたいと思います。

○豊島委員 いいやつを何点かでも挙げていくと、みんなに見てもらえるのでいいかなと思います。こういう活動をどんどんお願いしたいと思います。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○北嶋委員 関連で。インフォメーションセンターで、第一小学校が我孫子のガイドブックをつくったときに展示していましたよね。インフォメーションセンターはまさに案内所ですので、子供たちの感性でこういうところなのだよというのも、また1つの方法かなと思いますので、コピーでも写真でもいいと思いますので、何かちょっと展示してあげたらどうかなと今思いつきました。

○西沢文化・スポーツ課長 インフォメーションセンターは相手があることですので、向こうのほうと十分相談してやれるような方向で、当然向こうのほうも情報としてはいっぱいほしいということもありますので、子供たちの部分は少しでも見ていただきたいと思っていますので、やれる方向で話し合いをこれから進めていきたいと思っています。済みません、インフォメーションセンターはちょっと頭になかったものですから。

○倉部教育長 やる方向で検討ということによろしいでしょうか。

○北嶋委員 パンフレットですので、お子さんたちがこれは見せたくないといったら、それはしょうがないのですが、見せてもいいよというものであれば大いに見てもらって、案外いいパンフレットができるかもしれないですよ。我孫子の魅力発信はいっぱいあるみたいですので、どうぞみんなで盛り立てまし

よう。

○西沢文化・スポーツ課長 どうもありがとうございます。基本的にはつくったものが、多分子供たちは見せたいという部分は当然、パンフレットということでもありますので、職員のほうにもそういう部分はよく話をして、見せるということを前提な形できちっとしたものをつくっていただけるように指導を深めていきたいというふうに考えています。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 もう1つだけお願いします。15ページのところの鳥の博物館の6番、7番も関連するのですね。「小・中学校の初任者研修「地域の特色のある研修」の受入れ」ということで、小・中学校の初任者24名とあるのですが、学校の授業で利用できる教育支援についての紹介。それから7番のところでも同じですね、「異業種体験研修」。ここで特色ある研究の受け入れということ、24人なり受け入れたその人たちが考えたり何かをしたことというのを何かで発信できるのですか。

○斉藤鳥の博物館長 これは先生たちに課せられている研修といたしますか、そういう中で初任者の方々たちが、最初に地域の特色のあることを認識しようという研修で、指導課のほうでやられている研修なのです。それを鳥の博物館を利用してやっていただくという形になっています。

発端は博学連携ということで、学校の授業等で博物館を大いに利用してもらおうという考えを博物館のほうで持っていました。指導課に相談した結果、先生たちも夏休みの期間中の研修という形ならば参加しやすいことから、これが実現しました。この中でいろいろ研修したことを公表するかどうかというのは考えてなかったことなのですが、先生たちに博物館のことを知ってもらい、授業で利用できるようなものを見つけてもらえればよいなというような考えでやりたいと思います。また、その次の16ページの教員の経験者研修、これ

は1年目、3年目、10年目とか幾つかあるのですけれども、これは博物館に限らず先生たちがいろいろな異業種を体験するという研修があり、その中で博物館を選んでくださった先生たちを受け入れています。ここでも先生たちに博物館を知っていただくというような流れで、お手伝いをしてもらったり、博物館を見学してもらったりということで受け入れているものです。いずれ学校の授業等で博物館を利用してもらうために役立つものと考えております。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。これは指導課と鳥の博物館のほうとのいいコラボレーションですね。両方の力でできていく、こういう形で鳥の博物館を活用して、先生方もこちらの先生方ばかりではないですから、それをしっかり学んでもらうということは大事だと思いますので、私も初任者研修をやらされたけれども、行くのはいいのですが、後でまとめて報告することというのが本当に嫌いで、自分が嫌いなのに言うてはおかしいですけれども、でもどんな簡単なことでもいいですから何か言ってもらって、人数が集まればそれなりものになるので、何か形にしておいたほうがいいのではないかという気がしています。いいと思います。ありがとうございます。

○倉部教育長 それに関連してなのですけれども、以前にティーチャーズ・デイでしたでしょうか、いわゆる鳥の博物館のほうで設定した日にちの中に先生に来ていただいてということがあったのですが、なかなか集まらなかったというところが、たしかあったと思います。

それから、市の教育委員会としても、豊島委員がおっしゃられたとおり、初任で来られた方にまず我孫子を知ってもらおう。夏休みにはいわゆる我孫子の歴史についての研修も、文化・スポーツ課のほうで文化財担当の者がやって、なおかつ、いろいろな施設をちゃんと見てほしいというものの一環です。ですから今後もそういうような形で定着させて、まず我孫子で教鞭をとられる方は我

孫子を知ってもらおうというのはとても大事なことだと思っていますので、継続してやっていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

ほかにありますか。

○長谷川委員 今、先生の利用のことだったのですが、今度は生徒さんの利用のほうで鳥の博物館にお伺いしたいのですけれども、4番の「夏休み自由研究相談」です。夏休みに入って一週間ぐらいたちましたけれども、利用されている生徒さんたちとか、相談にいらっしゃる生徒さんとかいらっしゃいますか。

○斉藤鳥の博物館長 直接来られる方もいるのですけれども、基本的に電話で連絡をいただいて、電話で答えられる場合は答えて、相談に来て話したほうがいいな、あるいは資料を見せたほうがいいなという場合には、時間を決めて来ていただいてという形でやっております。今のところ10件ぐらい相談が来ていたかと思います。内容は本当にさまざまなのですけれども、これからどんなことをやったらいいかという相談もありますし、あるいはある程度観察したものをどうまとめたらいいかという人もいます。それもさまざまなのですけれども、できるだけ楽しくやってもらえるようにアドバイスをしていきたいと思っています。

○長谷川委員 ありがとうございます。同時に大学生のボランティアの方の募集とかもやっていらっしゃったかと思うのですけれども、ことしもまた市内の学生さんとかがボランティアにいらっしゃっているのですか。

○斉藤鳥の博物館長 市民スタッフということで夏休み期間中限定ということで募集しまして、今のところ5人、市内に限らず近隣の大学から、あとは大学を卒業した人もいますけれども、卒業してまた学校に戻った人とか年齢はいろいろありますけれども、学生ボランティアということで来てもらっています。また、夏休み終わってからも博物館活動を手伝ってもいいよという人には、市民スタッフとして継続して続けてもらおうと思っています。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは、ほかに事務進行予定はないようですので、次に教育事業全般について質疑があれば、これを許します。いかがでしょうか。

○北嶋委員 きょうの新聞、ニュース等にも大きく取り上げられていましたけれども、先生方がお忙しいということで、その中の一番の大きな理由は書類とか報告書とかレポートづくりということですが、ここに先生がいっぱいいらっしゃいますけれども、そんなに教育委員会とかが学校現場に依頼する文書類は多いのですか。わからないので。

○丸学校教育課長 私も今調査をお願いしてしまっているという立場もあるのですが、通常やる調査というのはあります。例えば学校基本調査とか、毎年やる調査があつて、そのほかに例えば今回新聞とかニュースなどでも報道されてきましたけれども、例のいじめが出たとか、体罰が出たとか、そういうときは緊急のアンケートとか、そういったものが出る。それを市のほうで、国の調査をちょっと変えて、こういうのもちよつとしてみたいなというのでアレンジしてしまった場合もあるのです。そういった面で確かに、通常やるものプラス新しくそういう事件とか何かあつたときには、またふえてしまう。最近はその多いかなという気がしています。以上です。

○北嶋委員 ありがとうございます。教育長もきっと、教育委員会にいっぱいあるのはそれらの調査が、この調査だって文科省がとつたものでしょうから、そういうことだと思いますけれども、それはそれとして、私がもともと伺いたかったのが、夏休みですよね。千葉県では正規県費負担教職員の勤務時間は1日7時間45分と切っている。しかし今まで丸学校教育課長からいろいろお聞きしたところ、平均的にも大分超過していますよね。長い方は本当に長い時間の仕事になっているということで、特別休暇としては夏季休暇が6月から

9月の間で6日間というふうに言われていますけれども、日本の風習で盆正月って大きな企業は皆さん機械をとめてお休みになられるということで現状を考えて、学校が夏休みで先生方は本当に何日か続けてお休みがとれているのでしょうか。

○丸学校教育課長 小学校はとれていると言えます。中学校は部活の禁止期間が大体8月10日から8月19日ぐらいという日にちをある程度、これは学校によって違いますけれども、その期間は部活動もなしにしていますので、長期の連続休暇はとれるというふうに考えております。小学校はどちらかという部活動がないので、その辺は連続休暇がとれるかなど。

今回の新聞報道であったような残業時間に関しましては、夏季休業中は時間内に必ず4時半とか5時に出るといような形で、残っていないようにするというふうな形で校長のほうからも指導しています。以上です。

○北嶋委員 もちろん管理職の方は指導なさるでしょうけれども、指導時間以上のワークがあると、なかなかおさまらないわけですよ。丸学校教育課長も我々も一生懸命先生たちの多忙感を減らそうということで、見聞きはしていましたが、今、丸学校教育課長が事務員さんのほうの共同事務作業とかいろいろなさっていますが、そちらをすることによって実際には先生たちのお仕事は少しは軽量化しているのでしょうか。

○丸学校教育課長 きょうは机の上に置かせていただいていますけれども、「まこもん」という共同実施だよりですか、そちらのほう置いてあったと思うのですが、そこには教員が、本当は長い、2枚も3枚もあるような文書をコンパクトにまとめて、それを教員に知らせていると。それをするによって教員が全部、今まで5枚、6枚と文書を見なければわからなかったものがそれがわかるとか、そういった面で時間を短縮して子供と向き合ってねというのが共同実施の趣旨ですから、そういう面では少しずつでも、そういう形に

なっているかなど。我孫子市の事務職員の方はすごくそういうのを積極的に取り入れてくれているので、これからも多分新たな展開は出るかなというふうに思っています。

○北嶋委員 事務の方もとてもお仕事が多くて、今どこかの市では給食費云々という話もありましたけれども、そういうのをいただけない方にいただきに行ったり、連絡をとったりということを事務の方がなさったり、学校でなさったり、学校によっては校長先生がいろいろなさっているところも見聞きしますが、本当に学校を挙げて当たっていらっしゃるのがわかります。我々も4人で昨年も学校を回ったときにもどうしたらいいかと、皆さんにお知恵をお借りしても、新聞もそうですし、私たちがお聞きしたときにも、部活は大変だけれどもやりたいということで、なかなか地域力をそこに入れるのは難しいですけれども、これからもみんなで協力しながら先生たちの時間を少しでも減らせればと思いますし、我々が何か資料を欲しいといったときに負担になってはいけないなと思いつつながらここで協議をしていますけれども、そういうときも正直な協議ができたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○倉部教育長 よろしいですか。

先ほどちらっと横で申し上げましたけれども、例えば国会やなんかである議員がこれについてどうだと言ったときに、全国的にそれについての資料要求が来ます。それが一回限りで終わればいいのですけれども、一度あると大概それは何年も続く、それがどんどん積み重なって行って、地方行政のそういう調査ものを非常に圧迫していくという事実が現実的に私も体験しまして、あるのですね。これは残念ながら、地方行政だけでその調査ものを減らすというのは非常に難しいですし、どんどんふえていく傾向にあると思います。せつかく教育行政の中で、文科省の中の審議会とかで、多忙化というものがあつたときには本当は国からそういうものをなくしていくという努力のほうが、どれだけ教育

現場にプラスになるかという思いは持ってはいるのですが、なかなかできません。何かの機会で教育委員会として、あるいは教育委員として、そういうものができればいいかなと思っていますので、またいろいろ考えていきたいなと思っています。

ほかに教育事業全般についていかがでしょうか。

○豊島委員 今のところで1つだけ。去年でしたでしょうか、学校を回って、本当に先生方は真面目ですから、全部抱え込んで、部活動も何から何まで全部やりたい、そういう気持ちはわかります。私だってそう思うけれども、でも実際には無理なところがある。今現在はそのときと比べて、少しでも減ったのでしょうか、同じなのでしょうかね。いつと比べてだよと言われたら、あのときと言うしかないのですけれども、少しでも減らせる傾向にはあるのでしょうか。そこのところがちょっと。

○丸学校教育課長 昨年、勤務実態の調査をしたところ、今のところ我孫子市の実態では、小学校は2時間34分が残業時間の平均です。中学校は3時間24分です。大体同じか多少マイナスになるかというのが実態です。とにかく子供と向き合う時間を確保するために、少しでも多忙化は減らしましょうという面に関しては、教育相談週間を設けたりとか、なかなか教員がそういう時間を見つけるのが難しいのだったら、学校として組織としてそういう期間を設けようというところでやるとか、そういった面では子供と向き合う時間というのは確実にふえてきているかなと思っています。

いずれにしても、委員がおっしゃるように、職員が健康でなければ健全な教育活動もできないだろうと思いますので、いろいろな知恵をかしていただきながら、また進めていきたいなと思っています。

○豊島委員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思うし、今、世情で問題になっているいじめで亡くなったあれだって、担任の先生は知っていたわ

けですよね。知っている、だけど対応できていない。先生の個人的な能力にもよるでしょうけれども、やはり時間がなかったのだと思いますよ。時間があつたらもう少しできたはずなので、そのところはいつ我々身に振りかかるかという、それだつてわからないものですから、少しでもゆとりを持つようにするにはどうしたらいいか。先生方は現場に詳しいわけですから、そこからこうしたらいいよとむしろおっしゃっていただいて、「おまえら何を言っているのだよ」と、私らが叱られるぐらいのものがいいのではないかなと本当に思うのですよ。そうしていただきたいと。3時間何分とか2時間半とかというのは、普通に考えれば地獄だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○倉部教育長 御意見ということでよろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○北嶋委員 夏休みですけれども、各学校で学習会をしていると思うのですけれども、市内の全校でやっているのか、その辺の実態がわかりましたら。

○榊原指導課長 統計はとっておりませんので、数についてはお答えができません。ただ、もちろん実施しております。

○倉部教育長 そうしましたらば、ちょっと時間を置いて、どういうふうに行っているかというものをまとめたものの報告を、次回までという形にできますでしょうか。実際に学校でいろいろなことをやっていると思っではいるのですけれども、例えばこの学校ではこういうようなことをやっているという、それだけでもまた伝えていただくと違ふと思いますので、ちょっと検討しておいてください。

よろしいでしょうか。

○北嶋委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○北嶋委員 小中一貫、先ほどもお話がありましたけれども、この「繫」をいろいろ読みますと、1人の子供を9年間見るということであれば、小学校の先

生、中学校の先生が顔見知りになる。例えばA君は、小学校では割と元気に行っていたのに、中学校に行ったら来なくなってしまって、中学校の先生が「A君は小学校ではどうだったの？」というのを聞けるような関係であると、本当にその子供の姿が見られると思うのですけれども、私も教育委員を長いことやっています、小学校と中学校の先生というのは明らかに分かれていて、縦につなごうということで榊原指導課長が頑張っていますけれども、実際になかなか違う。管理職になられると両方の校長先生がいらっしゃいますけれども、小学校の教員の方と中学校の方が交流するのは現実には難しい。中学校ブロックで中学校のスタンダードをつくらうというのであれば、そこで中学校の先生たちがせめて何かの折に顔見知りになって、「この子は中学であれ？」というときに、「小学校はどうだったの？」というようなことが聞けるような関係であるといいなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○榊原指導課長 それは一番大事な視点だと思いますので、今現在、取り組みも進んでおります。各中区で夏の研修会を同時に持ったりとか、それを新たにつくるのではなくて、それぞれ開催しているものを合同開催というような形で、その取り組みが広がっております。以上です。

○北嶋委員 安心しました。地域の方は知っている、親も知っている。一番交流がないのは先生たちだったりするのが現実ですよね。その辺を意識して交流の機会を持っていかないと、とかく皆さんお忙しいので、今ある機会をうまくアレンジして、そういう機会がつくっていいなと思います。ありがとうございました。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは教育事業全般について質疑がないものと認めます。諸報告に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 ただいま事務局から追加議案が提出されました。追加議案につきましては日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加議案第1号、平成28年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択については秘密会とすることを発議しますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 御異議ないものと認めます。よって追加議案第1号の審査は非公開といたします。関係者以外の御退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

○倉部教育長 以上で平成27年第7回定例教育委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時23分閉会